

あだち

令和4年3月1日発行・通巻第338号



法人ニュース

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/adachi/>

里は春

撮影者 白石 精一



河口湖畔（山梨県河口湖町）

里の花散り実を結ぶ頃に咲く ^{うみ}湖さざ波の光を受けて

内陸にも関わらず標高の高い河口湖には遅咲きの桜が湖畔一面に咲き誇り、並み居るカメラマンにこぞって奉仕を続ける。有難いことである。



よき経営者をめざすものの団体
公益社団法人 足立法人会

令和4年度 税制改正大綱

～法人会の税制改正提言～

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、 「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。主要内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年と比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乘せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年と比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり

- ① 10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
 - ② 中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
 - ③ 一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
- の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、

この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。

- ① 帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
 - ② 帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額
- 令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期間を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年-5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年-7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年-5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年-7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年-5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年-7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年-5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年-7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット・ゼロ・エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期間が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないこととなります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等
②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いました。配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでした。機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消することができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震・省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることとなります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることとなります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

2022年度 職員募集

Pride of the Specialist～公平な世の中を創る、志～
適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官や税務職員は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

国 税 専 門 官 募 集

◇ 受験資格

- 平成4年4月2日～平成13年4月1日生まれの者
- 平成13年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - 大学(短期大学を除く。)を卒業した者及び令和5年3月までの大学を卒業する見込みの者
 - 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

◇ 申込手続

- 申込方法：インターネット申込み(人事院ホームページ上の申込専用アドレス)
- 受付期間：令和4年3月18日(金)9時から令和4年4月4日(月) [受信有効]まで
- 受験案内：人事院ホームページからダウンロードできます。

◇ 試験日

- 第1次試験 令和4年6月5日(日)
第2次試験 令和4年7月4日(月)から令和4年7月15日(金)までのうち指定された日時

税 務 職 員 募 集

◇ 受験資格

- 令和4年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者(平成31年4月1日以降に卒業した者が該当する。)及び令和5年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- 人事院が上記1に掲げる者に準ずると認める者

◇ 申込手続

- 申込方法：インターネット申込み(人事院ホームページ上の申込専用アドレス)
- 受付期間：令和4年6月20日(月)9時から令和4年6月29日(水) [受信有効]まで
- 受験案内：人事院ホームページからダウンロードできます。

◇ 試験日

- 第1次試験 令和4年9月4日(日)
第2次試験 令和4年10月12日(水)から令和4年10月21日(金)までのうち指定された日時

人事院国家公務員試験 採用関係お役立ちリンク集
【採用NAV】



問合せ先

東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(TEL 03-3542-2111 内線2162)
足立税務署 総務課
(TEL 03-3870-8911 内線403)

—都税についてのお知らせ—

～転居等により、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先を変更される方へ～

固定資産税・都市計画税 納税通知書(土地・家屋)の送付先変更手続はお済みですか?



住民票の変更手続をされても、不動産登記簿上の所有者の住所を変更する登記手続をされない場合、23区内の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)の納税通知書の送付先は変更されません。登記手続がお済みでない場合は、以下の送付先変更手続をお願いいたします。

【郵送の場合】

「固定資産税・都市計画税納税通知書送付先変更届」を土地・家屋の所在する区にある都税事務所に提出してください。

【インターネットの場合】

「東京共同電子申請・届出サービスホームページ」からお手続きください。



主税局 HP 東京共同電子申請・届出サービス

○ 上記手続は、23区内の固定資産税及び都市計画税(土地・家屋)の納税通知書送付先住所を変更するためのものです。

- 納税通知書の送付先住所以外を変更することはできませんので、ご注意ください。
〈変更できないもの(例)〉納税通知書の名義人の氏名、不動産登記簿上の所有者の住所・氏名

○ 海外へお引越しされる方は、納税管理人を定めてご申告いただく必要があります。

詳しくは、土地・家屋の所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

不動産登記簿の登記手続につきましては、東京法務局登記電話案内室(03-5318-0261)にお問い合わせください。

法人会会報の折込チラシ制度であなたの会社をPRしてみませんか?

〈会報誌「あだち」(奇数月発行)への折込チラシ封入〉

- ★ 発行部数 3,000部
- ★ 広告サイズ A4 統一
- ★ 会員価格 1枚 20,000円(税別)
- (非会員価格 1枚 30,000円(税別))
- 2枚目以降 1枚 10,000円(税別)

★ 配布地域 足立税務署管内の法人会会員企業(一部管外地域を含む)

※ 折込チラシの内容については申し込み前に確認をさせていただきます



〈ご依頼からの流れ〉

1. お見積書・広告折込依頼書をお送りいたします
2. 広告折込依頼書に記入してお申込みください
3. 依頼書受付後、配布地域別件数表をお送りいたします
4. 配布地域別件数表の通り、封筒に入れて仕分けをお願いします
5. 発行月の前月15日までに納品をお願いします
6. 会報誌送完了後、ご請求申し上げます



【問い合わせ先】公益社団法人 足立法人会 事務局 TEL:03-3881-0326

オーナー所有株式の資金化対策

1. 自社株の譲渡価額

自社株式を譲渡する際の価額は、譲渡する側と譲渡される側の合意により決定されます。

ところで、当事者間で合意した譲渡価額によっては、税務上の課税が生じる場合があります。というのは、税務面からみたあるべき価額と実際の価額とに差異が生じているような場合、その差額について課税が生じることになるからです。

2. 課税の生じない譲渡価額

税務面からみたあるべき価額も一様ではありません。法人（会社）が当事者とならない売買（つまり、個人間売買）と法人が当事者の一方または両者になっている場合とでは、課税の生じない価額も違ってきます。

前者の個人間売買のケースでは、株式の相続税評価額未満の譲渡価額の場合、贈与税の課税が生じることになります。つまり、相続税評価額よりも低く株式を取得した側に、その安い分だけの贈与があったとして贈与税が課税されます（譲渡した側は、実際の譲渡価額による譲渡益に対する課税）。

一方、法人が当事者のどちらかである場合の譲渡価額は「時価」でなければ、課税が生じます。「時価」よりも低い価額で株式を譲り受けた法人は、その差額につき受贈益が計上されます。また、「時価」よりも低い価額で株式を譲渡した法人は、その

差額が寄付金とされます。

このように、法人が当事者となる場合、「時価」との差額について課税が生じることになるため、譲渡価額が「時価」かどうか問題となります。

3. 「時価」とは

自社株の「時価」については、上場株式のような取引相場がないため、その算定が問題となりますが、原則的には、財産評価基本通達及び法人税基本通達で定められている「小会社方式」「含み益の37%控除なし」としての評価額となります。

また、対象会社が土地または上場株式を所有している場合は、「1株当たり純資産価額」の計算にあたり、これらの資産についてはその時点の時価（相続税評価額ではなく取引相場）によります。

4. 所有株式の関連会社への売却

オーナーの所有する株式を関連会社へ売却する場合も、前述した「時価」でもって行う必要があります。

オーナーの自社株を関連会社へ売却した場合の効果は次のとおりです。

- ① 換金性のない資産（自社株）が資金化できる。
- ② 資金化することで、相続税対策が容易になる。
- ③ 株数の減少により、将来の自社株評価のアップが抑えられる。

例えば

関連会社への売却で事業承継

—— 高収益企業は早い時期ほど税務上有利 ——

ご提案のポイント

自社株の「時価」がそれほど高くない場合、今のうちに関連会社へ売却してはいかがでしょうか。将来の自社株の評価アップを避けることができると同時に、資金化することで相続対策も容易になります。

〈前提条件〉

- ① オーナーの所有株式
 - (イ) 総株数 10,000株（資本金500万円）
 - (ロ) 相続税評価額 7,000円／1株
 - (ハ) 株式の時価 8,500円／1株
- ② 関連会社への売却株式数 5,000株
- ③ オーナーの所有する財産評価額（自社株除く） 50,000万円
- ④ 配偶者、子供2人

株式売却による税金

オーナー株式の売却による売却益については、20.315%（所得税及び復興特別所得税15.315%、地方税5%）の分離課税が行われます。

（単位：万円）

項目	金額	摘要
売却価額	4,250	(5,000株×8,500円)
取得価額	250	(5,000株×500円)
売却益	4,000	
所得税・住民税	813	(4,000万円×20.315%)

※所得税には、復興特別所得税が含まれます。したがって、売却後の手取りは、3,437万円となります。

相続財産への影響

（単位：万円）

項目	現 状		売却した場合 (10年後)
	現状	10年後	
自社株評価額	7,000	10,500	5,250 (5,000株)
その他財産	50,000	50,000	50,000
現金	—	—	3,437 (株式売却後の手取)
相続財産計	57,000	60,500	58,687

（注） 自社株評価アップ（10年後）50%増

本記事は㈱銀行研修社様のご厚意により掲載をさせていただいております。税金対策のヒントとしてご活用いただければ幸いです。なお、実際の取り組みに際しましては御社担当の税理士先生にご相談をお願い致します。また、東京税理士会足立支部のご協力により、足立法人会会員向け無料相談もございますので、併せてご利用ください。

出典 2020年度版 税金対策提案シート集
 編著者 辻・本郷税理士法人
 出版社 株式会社 銀行研修社
 定 価 2,750円（税込）
 ISBN978-4-7657-4626-7





令和4年、今年も早いものでこの原稿が皆様のお手元に届く頃には3月、春を迎える頃になっていると思います。この原稿を書いているのはまだ2月のあたま、蔓延防止の措置が延長される直前といった所です。コロナもいよいよ最後のヤマなのかなとも思いますが、本当に結果は3月中なのかも知れないですね。

～そろそろ終わっていいコロ(良い頃)ナ～

我々噺家も長い冬眠の季節をようやく抜けられるのではと、先々の予定を企画立案しながら、冬眠明けの活動を夢見ている毎日です。そうすると頭の中に浮かぶのは復活1発目に何を高座に掛けようかという事、客席も自分も心の底からスカッとさせる様な落語をお届けするべく根多選りをする事が楽しすぎて楽しすぎて…。

ではスカッとさせる落語というものはいったいどんな噺なのでしょう？内容、オチ(落語を最後の一言で終わらせる言葉、終わらせ方)ともに最高の噺はいったいなんなのか？今回はそんなお話しをさせていただこうと思っております。

～落語の「落ち」「さげ」とは？～

では落語にはいったいどんな「オチ」「サゲ」があるのでしょうか？

よく言われるサゲの種類と名前を列挙しますと、地口落ち、拍子落ち、逆さ落ち、考え落ち、まわり落ち、見立て落ち、間抜け落ち、とたん落ち、ぶっつけ落ち、しぐさ落ち、冗談落ち、などたくさんの種類のオチを使った落語の終わらせ方があります。

それではその中からいくつか有名な落語とともにご紹介していきましょう。

まずは地口落ち、地口とは洒落、駄洒落の事で、落語の最後を駄洒落でオチをつける落語の事を言います。

千住でも商店街で地口行灯という古い有名な言葉などを駄洒落であらわすものを店舗に配布して飾りにしていた事がありましたね。たとえば、舌切り雀を→着たきり雀 と言ったり、お前百までわしゃ九十九まで→お前履くまでわしゃ屑熊手とやったり、また韻を踏む地口もあります。

美味かった(馬勝った)牛負けたとか、何か用か？(7日8日)ここのかとおか(9日10日)などなど数限りなく存在します。

次に「まわり落ち」。まわり落ちというのは落ちが最初の言葉に戻ることと言います。

例えばこんな噺がその代表です。猫の父親が子猫の名前を付けようと奥さんに相談します。猫より犬が強いから犬という名前にしようという、犬より熊の方が強いから嫌だと奥さんが言います。じゃあ熊という名前にというと竜の方が強いから嫌だと言います。じゃあ竜という名前にしようと言うと竜より雲の方が強いと。じゃあ名前は雲だというと風の方が強いと。じゃあ名前は風だ。風より壁の方が強い。それなら名前は壁だ。壁よりネズミの方が強い。それじゃ名前はネズミだ。ネズミより猫の方が強いと奥さんが言うと、「じゃあこの猫、猫だ！」ばかばかしいけど楽しい小話です。

そんな中、今回は状況が逆転する「さかさ落ち」と仕草もオチに関わる「しぐさ落ち」の両方の要素を持つ「愛宕山」という落語をご紹介します。

～春の落語「愛宕山」～

元々は上方(大阪の意)で多く演じられている落語で派手で賑やかで華のある演目です。お店の主人がお気に入りの芸者や幫間を連れての京都散策の仕上げとして愛宕山に登る、それだけの噺なんです。全編野外でのシーンという事も

相まって、大らかな肩のこらないストーリーになっています。主要な登場人物は幫間の一八とお店の旦那さんですが、チラチラと出てくる芸者や後輩幫間がエッセンスを効かせてます。

旅の最後の山登りに備えて前夜の酒は控えていろと言われた一八ですが、やっぱり二日酔いで旦那の前にあらわれます。いざ山登りという段になって同行の芸者衆は着物の裾を掴んでひょいひょいと坂を登っていきます。「山登りなんぞは朝飯前だ」と啖呵を切った一八ですが、なかなかうまくいきません。鼻歌を歌いながら登り始めるも途中から歌のテンポが遅くなり息絶え絶えになるという演出で徐々に疲れていく様子を表現する、落語ならではの演出方法です。時間経過と状況がすぐに解ると、疲れて曲調をゆっくりな物に変えていき、最後には歌が止まってもうこれ以上動けないという一八の様子を端的に伝える。

実際のストーリーには関係のない場面ですが、これを見た江戸の観客は、まだ見ぬ上方の風情に思いを馳せ、先の展開に心躍らせて聞き入ったに違いありません。

後輩の幫間の手も借りてどうにか上まで登った一八ですが、旦那がこっちへ来いと声をかけます。側まで行ってみると、そこでは山肌(かわらけ)の的が仕掛けてありそこに焼き物の土器を投げて輪を抜けたら願いが叶うという願掛けの場所でした。旦那が器用に土器を投げると、見事に輪の中を抜けていきます。簡単そうにやってる旦那の真似をして一八が投げると土器は真っ直ぐに谷底に落ちていきます。それから旦那は前からこれがやりたかったと、懐から小判を30枚出してきて山肌(かわらけ)の的に向かって投げ始めます。手元にあった30枚はみるみる無くなって、気にする様子も見せずに

旦那「さあ行くぞ」

と場を後にしようとするのを見て、

一八「あの30両はどうします」

旦那「あのままだ」

一八「じゃああれを拾ったら？」

旦那「拾った人のもんだ」

一八「私が拾ったら？」

旦那「お前のもんだ」

さあこれから一八はどうか谷底に行く方法を考えます。茶店であそこまでは歩いてどれぐらい掛かるかと訊いてみると、半日以上は掛か

ると言われ、傘を広げて飛び降りることを考えます。まあ常識で考えれば危険極まりないことですが、そこが落語の楽しい所で勇気を振り絞りうっそうと茂る竹林の谷底に傘を広げて飛び降ります。そこから30枚の小判を拾い集めると、谷の上から覗き込む旦那に

一八「金が全部ありました～」

旦那「良かったなあ、全部やるぞ～」

一八「ありがとうございます～」

旦那「どうやって上がる～？狼に食われて死んじゃえ～」

急に現状を理解して慌てふためく一八が、急に着物を脱いで細く切り裂いていきます。裂き終わると今度はその着物を縄のように結び始め長い縄を結び上げてしまいます。先に石つぶてを結びつくと石を重りにくるくる回し始め、1番背の高い竹の先っちょ目掛けて投げつけます。うまく石は竹の先に巻きつきました。今度はその縄をぐいぐい引っ張り始めて、もうこれ以上引けないほどに引っ張ると、竹は半円を描くようにになっています。

ここで一八が旦那のいる場所を見て見当をつけると、縄をしっかりと握ったままポーンと足を蹴り上げます。すると曲がっていた竹がスルスルスルスと伸び始め、やがて真っ直ぐになったと思ったら旦那の前に谷底にいた一八が突然あらわれます。

一八「ただいま戻りました！」

旦那「おお、よく上がってきたな。それで小判は？」

一八「ああ、忘れてきた」

文字だけでどれだけ伝わったかは難しいですが、ぜひこの噺は実際に落語を聞いてお楽しみください。

私もこんな落語でスカッとしたいものです。次号5月号ではコロナが明けた世の中で皆さんとお会いできたらと思っております。

どうぞ皆様ご自愛ください。

3月のスケジュール

日時：3月20日(日)14時開演

「古今亭駿菊独演会」

場所：下谷神社

料金：当日2,500円 予約2,000円

当冊子をご持参の方は2,000円でご入場いただけます。

インボイス
健康を 応援する 第111回

『胸やけを感じたら体重計に乗れ』

～Dr.クラとIさんの健康小話～

葛飾健診センター長
吉原 一郎 先生

- Iさん： 朝からなんか気持ち悪いな～
Dr.クラ： 昨夜、揚げ物を食べたのでは？
Iさん： いえいえ昨日は馬券がはずれて、バツとしてご飯とお漬物のみでした（涙）
Dr.クラ： www もしかして体重増えてないかい？
Iさん： えーっなんでわかるんですか～正月太りが解消しません（汗）
うん？それ関係ありますか？
Dr.クラ： 男性はね、太るとき内臓脂肪が増えやすい。その内臓脂肪によって胃が持ち上げられて胃の入り口が開き気味になってしまうんだ。
Iさん： それで酸っぱいものが上がってくる・・・
Dr.クラ： そうそう胃酸がね、それを逆流性食道炎という。もちろん油物、炒め物のように胃酸が出やすいものの方が症状はやすいよ。検査で診断がつけば胃酸を止める薬が標準的な治療だけど、自分でできることは適正体重に近づけることだね。
Iさん： まさか痩せるしかないとは（汗）
Dr.クラ： 毎週馬券はずして質素な食事にすれば痩せるのでは（笑）
Iさん： 嬉しいのか悲しいのかわからない（涙）

女性部会

明治座観劇会の実施

2月8日(火) 16:00から明治座において、女性部会事業「ふれあいの会」観劇研修会を厚生委員会ならびに足立優法会との合同事業として実施いたしました。

演目は藤原紀香主演の「舞台 サザエさん」。テレビでおなじみのサザエさん一家の10年後、子供たちの将来の夢と親離れ・子離れをテーマに笑いあり涙ありの3幕で、ご参加いただいた皆さんには十分満足していただけたものと思っております。



本観劇研修会は毎回、足立優法会との合同事業として実施してまいりましたが、今回は厚生委員会のご協力をいただき広くお声がけをした結果、46名のお申し込みをいただきました。

残念なことに1月に入りコロナ感染が再拡大しておりますが、今後も感染対策を万全にしたうえで、できる範囲での活動を行ってまいりますので皆様のご協力をお願いいたします。
(当日の参加者 女性部会20名、足立優法会10名、法人会員8名)

女性部会長 田淵恵子



説明会・研修会等ご案内

〈月例研修会〉◎法人税を学ぶセミナー

開催日	会場	時間	テーマ
令和4年3月10日(木)	足立法人会館 3階会議室	まん延防止等重点措置延長により中止	
令和4年3月11日(金)			
令和4年4月7日(木)		10:00～12:00	事業活動と会社の税金 生産活動と営業活動の税務
令和4年4月8日(金)		13:30～15:30	

令和4年度受講生募集開始（一般の方も可・詳しくは同封のご案内を参照願います）

〈決算法人説明会〉◎決算を前にした会社のために

開催日	会場	時間	対象
令和4年3月18日(金)	まん延防止等重点措置延長により中止		
令和4年4月21日(木)	足立法人会館3階会議室	13:30～15:30	4月決算法人

〈新設法人説明会〉◎新しく会社を設立した方は

開催日	会場	時間	対象
令和4年4月22日(金)	足立法人会館3階会議室	13:30～16:00	新設法人

※足立法人会館 3階会議室 住所：足立区千住中居町25-7 TEL.3881-0326

※ 新型コロナウイルスの感染状況によっては4月開催分も中止となる場合がございます。中止の場合にはホームページ上でご案内しますので、ご確認をお願いいたします。

インボイス制度説明会のご案内

令和5年10月から消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されますが、適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者」となるための登録申請手続きは、令和3年10月から受付が開始されています。本説明会では「インボイス制度の基本的な仕組み」についてご説明いたします。

「適格請求書発行事業者」となるための登録申請期限は令和5年3月末日です。消費税制度の大きな変更となりますので、本説明会を利用し理解を深めていただきますようお願いいたします。

同封のチラシをご確認下さい。

チャリティー募金寄贈

厚生委員会では、昨年11月11日に行われた第40回チャリティーゴルフ大会において参加者からお預かりしたチャリティー募金73,000円を、2月2日(水)足立区教育委員会の大山日出夫教育長を訪ね、育英資金として活用していただけるよう寄附いたしました。大山教育長からは、「皆様のご厚意に感謝し、大切にさせていただきます」とお言葉をいただき、併せて感謝状を拝受しました。

毎年秋に実施しているチャリティーゴルフ大会は会員相互の親睦・交流だけでなく、寄附による地域貢献活動も大きな目的となっております。次回開催時にも多くの皆さんにご参加いただき、本活動にご協力をお願いいたします。

(厚生委員長 山田昌三)



3月のテーマ「税務署」に多数のお申し込み有り難うございました。広報委員会・選者で厳選した結果、以下の5作品に決まりました。次回も奮ってご参加下さい。

税金と 分かっていながら 愚痴こぼす (イタタ君)

愚痴はこぼせば納まるもの。独りごとで済めば、誰にも迷惑かけません。せいぜい愚痴ることです。それで気持ちも納まれば…。

税務署へ 行く足取りの 重たさよ (なぎさ)

年一度のこと。ただし、e-Taxでことが済めば、ご足労せずに済みます。既に80%が自宅から申告を済ませているとか。

ドキッとする 税務署からの 封書便 (北風)

やはりこの時の驚きは誰でも同じだと思います。でも、後送りせず即刻開封し、早めに申告して気分を楽にすることです。

署の人と 仲良くなっても 変わらぬ税 (アマゾン川)

税務署では、係の人は皆さんほんとうに親切です。これで仲良くなっても税金は安くなりませんね。最後の税(ゼー)が面白い。

申告へ 期限ギリギリ 滑り込み (もんぶらん)

気が重いので、申告の記入は遅くなりがちです。そこでこうした「滑り込みセーフ」という場合が多くなるようですね。

「総評」

申告の時期が迫ると、「もう一年か」と時の巡り来る速さに驚かされます。そして年々申告の仕方に便利な方法が提案されるのにも吃驚します。

e-Taxはパソコン、スマホ、それにナンバーカードなどを使ってできると思いますが、私はどうも電子機器が苦手で、税務署に足を運ぶ方を選んでおります。毎回ながら、係員の親切に頭が下がります。でも、税額は変わりませんネ。

医療費の かさむばかりの 八十路かな (藤袴)

5月号のテーマ
【娯楽・楽しみ・GW】

※句掲載の方には、クオカード(一、〇〇〇円分)を差し上げます。

お一人様、二句まで、ハガキ又は、FAXで投句

締切
三月三十一日(木)まで
投句先
〒二二〇一〇三三五

足立区千住中居町二十五―七
電話 三八八一―〇三二六
FAX 三八七九―三五四〇
(公社)足立法人会 川柳係へ
お寄せください。

〈選者・コメンテーター紹介〉

秋庭 隆 (あきは・たかし)
戦後18年間、足立区に居住。現在、「東海道ネットワークの会21」顧問(藤沢市在住)。

国税電子申告・納税システム

電子申告で 効率UP!

e-Tax

「e-Tax」なら 国税に関する 申告や納税、申請・届出などの 手続きがインターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の届出が必要です。 ※届出書の届出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

法人会 ご利用に際し条件、注意事項が異なります。詳しくはホームページでご確認ください。 www.e-tax.nta.go.jp

e-Taxを利用して 所得税及び復興特別所得税の申告をすると こんなメリットが!

添付書類の 提出省略

還付が スピーディー

👉 ありがとう 👈

昨年12月には収束するかと思われたコロナが、お正月明けにぶり返し、ほとんどの行事が中止となりました。来年度は、たくさんの行事が実行され、皆様に楽しい様子をお伝えできればと思います。広報委員会一同頑張ります。

(海宝広報副委員長)

公益社団法人
足立法人会報
第276号 (通巻338)
令和4年3月1日発行
発行所
公益社団法人 足立法人会
足立区千住中居町25-7
電話 (3881) 0326
メールアドレス
koueki@adachi-houjinkai.or.jp
編集人
広報委員会